# 第 2 回

# 逗子市情報公開運営審議会

令和5年3月24日(金)

逗子市総務部情報公開課

#### 令和4年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和5年3月24日(金) 午前10時00分~ 場 所 逗子市役所5階 第3会議室

#### 議題

- (1) 令和4年度上半期の情報公開制度の運用状況について(報告)
- (2) 逗子市個人情報の保護に関する条例の概要について (報告)
- (3) その他

#### 出席委員(6名)

会	長	稲	葉	大	策
副会	長	前	田	康	行
委	員	野々	Щ	隆	幸
委	員	鈴	木	良	太
委	員	花	野	充 生	子
委	員	不	破	理	江

#### 欠席委員(1名)

委員 鈴木 弥奈子

#### 事務局等出席者

総務部参事(情 報公開担当)情報公開課長事務 齋 男 藤 好 情報公開課 栗 原 達 也 主 情報公開課 伊 勢 由紀子 会計年度任用職員

## 会議の公開・非公開の別 公 開

**傍 聴 者** 0名

## 配付資料

- 1. 令和4年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
- 2. 資料1 令和4年度情報公開制度の運用状況 (令和4年4月1日~令和4年9月30日)
- 3. 資料 2 逗子市個人情報の保護に関する条例の概要及び条例文

#### 午前10時00分開会

○稲葉会長 皆様お集まりのようでございますので、ただいまより逗子市情報公開 運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の御出席がござい ますので有効とみなし、これより開会させていただきます。

なお、本日は鈴木弥奈子委員が欠席という届出があり、また、野々山委員が少 し遅れて御出席ということで承っておりますが、現在で半数以上の御出席がござ いますので、有効として進行させていただきます。

それでは、議事に入りますけれども、新型コロナウイルスの予防のため、議事 進行御協力よろしくお願いいたします。

では、事務局のほうから本日の資料について御確認をまずお願いいたします。

○齋藤総務部参事では、事務局のほうから資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

**〇稲葉会長** ありがとうございました。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

事務局のほうから先に御説明をお願いいたします。

○齋藤総務部参事 では、令和4年度上半期の運用状況におきまして、令和4年4月から9月までの上半期、こちらのほうを報告したいと思います。

資料のほうが資料1、令和4年度情報公開制度の運用状況(令和4年4月1日から令和4年9月30日)の資料になります。

まず、1ページ目を御覧ください。

まず、上半期の1の公開請求件数と決定件数になります。合計欄を御覧ください。

- ①の全部公開が13件、②の一部公開が8件、③の非公開がゼロ件、④の却下がゼロ件、⑤の不存在が3件、こちらの主な理由は、Aの会議等の未作成または作成途中のものがゼロ件、それ以外が3件となっております。
- ⑥存否応答拒否がゼロ件、⑦検討中がゼロ件、⑧取下げが1件、⑨の延長が4件でした。こちらの延長については、延長件数としましてカウントしておりますので、その後にそれぞれ決定がされていますので、それぞれの請求件数には残りません。
  - ⑩の請求件数の合計は23件、⑪のインターネット請求につきましては、内数に

なりますが9件でした。パーセントにしまして39.1%でした。

また、⑫の口頭請求が2件ありますが、こちらは一度情報公開請求があって公開決定をした情報については既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭による公開請求ができることということで、その場で情報を確認することができるというものになります。これにつきましては、条例の第9条、ハンドブックの98ページに規定されております。この口頭請求の内訳につきましては後ほど説明させていただきます。資料の10ページにその内容が記載されています。合計件数が25件になります。資料の1の1、公開請求件数と決定件数のところの合計のところまで説明をいたしました。

以上が令和4年度上半期の公開請求、決定件数ですが、参考までに申し上げますと、昨年度、令和3年度の上半期の⑩の請求件数の合計が14件、うちインターネット請求は4件でしたので、請求件数は昨年度に比べて増えております。令和2年度は例年より減っていましたが、令和3年度の上半期はそれよりも少なくなっております。コロナの影響等もあったのかもしれません。令和4年度についての上半期は今後少し伸びている状況でございます。

以上になります。

では、2の公開請求の所管別内訳につきまして御説明いたします。

まず、経営企画部1件、秘書課が1件になります。2段目、総務部8件、総務 課2件、管財契約課4件、課税課2件になります。

次のページを御覧ください。

市民協働部が4件、経済観光が1件、戸籍住民課が3件になります。福祉部が2件、国保健康課が2件になります。環境都市部が3件、そのうち環境都市課が1件、緑政課が1件、都市整備課が1件になります。会計課が1件、議会事務局が1件、教育委員会が2件で、そのうち教育総務課が2件になります。行政委員会事務局としましては選挙管理委員会が1件になります。以上で、23件になります。それぞれの内容につきましては3ページから6ページの中で御説明したいと思います。

隣の3、行政不服審査法に基づく請求になりますが、こちらのほうはございませんでした。

4、条例に基づく不服の申出等につきましては2件ありました。不服の申出が 1件、苦情・相談が1件となっております。不服の申出の処理件数につきまして は、意見なしが1件となっております。苦情・相談1件の処理結果につきましては、審査中1件となっております。実際には審査は終了していますので、上半期の報告が上がっています。結果は意見なしということで1件になっております。

5の同一人による請求件数ということで、4件請求された方が1人、2件請求 された方が5人、1件請求された方が9人で、実請求者数は15人となっておりま す。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者が15人で、うち5人ですので 33%となっております。

それでは、3ページ以降になりますが、令和4年度上半期の情報公開請求の内容の内訳を御説明いたします。

こちらについては、全部公開を除きまして御説明させていただきたいと思います。

まず、3ページ目、秘書課のナンバー14番、こちらはネット請求になっております。市長の宗教団体との関わりが分かる資料の請求で、イベントの出席に関する情報です。実際には神社の豆まきに出席する依頼文書になっております。こちらについて一部公開決定となっております。こちらは第5条2項1号の個人情報ということで、担当者の氏名が非公開となっております。

次、総務課ナンバー9、こちらは窓口請求ですが、沼間5丁目の令和4年1月31日の裁判に対する控訴状の一部公開決定についてであります。こちらについても一部公開で、第5条第2項第1号の個人に関する情報ということで、対象者の氏名、住所が非公開となっております。

同じく、総務課12番につきましては、窓口請求で市長の政治資金収支報告書について利害関係者を特定した資料の請求で、一部公開決定となっております。こちらも個人に関する情報ということで、メモに加筆した部分としまして個人の職業が記載しておりましたので、その部分が非公開となっております。

ちなみに、この請求の中に情報公開条例第15条に基づく利害関係者特定という 請求内容がございますが、この条例第15条というのは、実施機関が保有していな い情報で本来保有すべき情報について、実際には会議録などを作成していない場 合を想定しておりますが、その場合に情報公開審査委員が資料の作成をするよう に意見を述べることができるという規定になっております。こちらについては、 不服の第1号となったものです。先ほど説明したものになります。 同じページになりますが、管財契約課ナンバー3になります。郵送請求で固定 資産税の評価替えにおける委託鑑定料の実態調査の請求で、取下げとなっており ます。入札案件であったことから、管財契約課で受けましたが、既に契約締結が 終了しておりますことから、契約書が管財契約課から課税課に移管されたことに よりまして、管財課の部分については取下げとなっています。後ほど、4番のほ うで課税課のところで御説明いたします。

同じく、管財契約課ナンバー15につきましては、ネット請求になります。先ほどの秘書課と同様、市長の宗教団体との関わりが分かる資料の請求で、こちらは公用車の運転記録の情報についてになります。こちらは情報がないということで不存在の決定となります。こちらは運転した記録がないということになります。

同じく、ナンバー16につきまして、過去1年間の公用車の運転記録の請求がこ の後にございました。

同じページの課税課ナンバー4になります。管財契約課から移管されたもので、 郵送請求で固定資産税の評価替えにおける委託鑑定料の実態調査の請求で、一般 競争入札に関する情報は全部公開となっておりましたが、随意契約に関する情報 については存在しないということから不存在の決定となっております。請求の中 に一般入札と随意契約の部分と両方の請求がありましたが、本市の場合は一般競 争入札でやっておりますので、随意契約のものは存在しないということになりま す。

次のページにまいります。4ページ目になります。

経済観光課ナンバー5になります。窓口請求です。逗子市小坪5丁目地内国有海浜地に関する駐車場占用事業者提案型選定に関する資料になります。こちらも一部公開決定となっております。こちらにつきましては、条例第5条第2項第1号の個人に関する情報、こちらは担当者の氏名になります。第5条第2項第2号の法人に関する情報につきましては、法人のノウハウ、こちらにつきましては非公開となっております。また、条例第5条第2項第3号アの意思決定過程情報ということで、こちらも非公開となっています。

次に、5ページ目に移ります。

環境都市課ナンバー21になります。ネット請求でありました。逗子市公用車を 活用したEVカーシェアリング事業の電気自動車及びシェアリングシステム賃借 等に係る公募型プロポーザル方式事業者選考に関する情報になります。こちらは 一部公開決定となっておりますが、個人に関する情報につきましては担当者の氏名、法人に関する情報につきましては法人のノウハウの部分が非公開となっております。また、先ほどと同様、意思決定過程情報についても非公開となっております。

緑政課ナンバー8、これはファクシミリの請求になります。有害鳥獣対策に関わる予算に関する情報になります。こちらは全部公開の決定となっておりますが、請求の中には協議会に関する情報の請求がございましたが、協議会に関する予算については協議会そのものが存在しませんので、不存在の決定となっております。次に、都市整備課ナンバー2、こちらファクシミリの請求になります。逗子市桜山四丁目の土地払下げに係る「公共用財産(道路・水路)の用途廃止申請書」

「市道桜山101号の廃止について」の決裁に関する情報になりますが、一部公開の決定となっております。こちらはこの中にある個人に関する情報が非公開となっております。

6ページになります。

教育総務課ナンバー19、ネット請求になります。鹿児島県内の学校で折れた木の枝の下敷きになって教職員が死亡した事故を受けて、文部科学省、神奈川県教育委員会、逗子市教育委員会の対応に関する情報について、一部公開の決定となっております。こちらは条例第5条第2項第3号イの協力関係維持情報になります。こちらの内容は県のメールアドレスにつきまして非公開、県のほうが非公開としておりますので、本市につきましても同様に非公開ということで決定をしております。また、こちらについては延長になっております。

同じく、教育総務課のナンバー22、ネット請求になります。上記ナンバー19の 請求で、教育委員会が記録している第三者情報に関する調査を行ったことに関す る情報について、一部公開の決定となっております。こちらも先ほどと同様協力 関係の維持情報ということで非公開となっております。

また、これらの19と22につきましては、手続上の問題で請求者のほうから相談ということで相談第1号となっております。

以上が令和4年度上半期の情報公開請求の決定内容について、全部公開を除き 説明させていただきました。

第5条第2項の非公開とすることができる情報については、ハンドブックの61ページから67ページに具体的に記載されております。情報公開のほうの緑色のほ

うのハンドブックになります。

では、次に進みます。

次の7ページになります。

令和4年度情報公開制度不服等の申出処理状況になります。

こちらについては、昨年の第1回の会議で既に報告させていただきましたので、 省略させていただきます。あと、相談第1号の処理状況については次回の審議会 で報告させていただきます。

次の8ページは、令和4年度の情報公開運営審議会の開催状況になります。当 審議会の開催状況になります。

9ページ目の情報提供の内訳になりますが、こちらは市政情報広場で対応した ものの内容になりますが、上半期はございませんでした。

次に、10ページ目になります。

こちらは1ページ目で御説明しました⑩口頭請求の2件の内訳になります。口頭請求の内容については御覧の内容になりますが、こちらについては先ほど説明したとおり、過去の年度に公開請求がされたものについて、同様に公開請求がされたものになります。そのものについては口頭請求ということで、その場でお伝えすることができるという制度ですので、その対応したものになります。

次に、11ページになります。

令和4年度4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、次のページにいきますが、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況になります。こちらにつきましては、条例第20条で会議の公開が規定されております。運用で会議の事前公表に努めるものとされておりますので、情報公開課のほうで事前にチェックして公開がされているものを記載しているものになります。こちらはハンドブック146ページから150ページのほうに記載されています。

13ページ目は、上半期の市政情報広場の利用状況になります。

1が情報提供、2、会議の事前公表、3、総合案内の件数になります。4がコピー等の枚数になります。

次、14ページ目は、先ほど13ページ目の3、総合案内の内訳になります。総合案内の件数の4,010件の内訳になります。こちらについては情報公開課の主に会計年度任用職員が窓口で来庁された方が窓口で行き先を相談された行き先になります。

最後に、15ページ目になります。

有償刊行物の頒布状況になります。こちらは頒布数のところにその頒布の件数、 こちらが記載されております。

以上が上半期の運用状況になります。よろしくお願いいたします。

**〇稲葉会長** ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、御質問のある方はどうぞお願いいたします。

どうぞ、花野委員。

- ○花野委員 沼間5丁目に係る令和4年1月31日判決に対する控訴状、これの裁判 はどのような裁判が行われていたのかちょっと存じないので、教えていただいて もよろしいでしょうか。
- ○齋藤総務部参事 こちらは沼間5丁目の山の中のほうにシューティング場、事業者のほうがシューティング事業をやっている部分があるんです。それが市道がずっとありまして、その隣にシューティング場があるんですが、そこに水路が、市道とシューティング場の間に水路が、要は水が流れる道がもともとあったんですが、駐車場にするためにそこに土砂を入れて平らにしてしまったと。そこで駐車場を造って車が入れるようにしてしまって運用しているということなんです。

市としては、ほとんど行かないようなところなので、要は山の中なので関知していない部分なんですが、あくまでその水路というのは市の土地になりますので、その市の土地の上に事業者が土をかぶせて使っているということで、裁判としては水路上の土を取り除いてくださいという訴えを事業者のほうにしております。それが裁判です。

- **〇花野委員** 市が事業者に。
- 〇齋藤総務部参事 市が事業者のほうを訴えているという裁判になります。

要は不法占拠というような位置づけになります。例えば、市の道路に建物を建てちゃったとかというときに不法占拠ということで市はやっぱり公共の財産ですので、そこを撤去してくださいという訴えをしますので、それと同様に、今回は山の中であまり使われていないんですが、水路というのはあくまでもやっぱり市の公共財産ですので、そこを勝手に使われるのは困るということで、その上に水路のちょっとくぼんでいるように見えるのは水路になりますので、そのくぼんでいるところの土砂を取り除いてくださいというのが今回の訴えになります。

相手方も、そこはもともと山の中なので落ち葉とか土砂が流れて埋まっている 状態なんです。その下にU字溝といって水路があるんですが、要は事業者としま しては、こちらが最初に訴えたんですが、事業者としてはそこが土砂で埋まって 落ち葉もいっぱい落ちていて市が何もしていないところを一度きれいにしてあげ て、そこに土砂を入れてきれいにしてあげたんだよというのが事業者のほうの訴 えになります。なので、事業者側は逆にお金をかけてそこを整備してあげたとい うのが反訴なわけになります。という裁判が行われています。

- ○花野委員 そもそも、2点お伺いしたいんですけれども、その事業者はシューティング場ですよね。そういうものをそこに設けてよかったのですかという、私有地というかその人の土地なので、そういうのを設けてよかったんですかということ、あとそもそも市の方があまり存じないところをそういうふうに覆ってしまっていた水路というのを職員の方が見つけたのか、何かそのあたりの経緯はどういうことで分かられたのかなということ。
- ○齋藤総務部参事 当初の経緯ですね。

まず、そこを事業者が使うというのは自分の土地なので、そこについては市のほうではとやかくは言うことはできないと思います。

その土地には市道がありますので、ある意味誰でも通れる道という位置づけになっております。ちょっと危ないのでグリーンヒルのそこに通じる入り口のところに柵を設けていて鍵を閉めていて車は入れないようにしていたんですが、その後、柵は外して車が通れるようにしたんです。その辺の経緯で、市民の方から通報があって、車の出入りがあるようだよということで見に行ったら、そういうきれいにして土砂を埋めたというのを発見して、その後裁判に発展したというところです。

- ○花野委員 分かりました。ありがとうございます。
- 〇稲葉会長 花野委員、よろしゅうございますか。 それでは、ほかにご質問のある方、お願いいたします。 どうぞ、花野委員。
- ○花野委員 すみません。秘書課さんに届いている公開請求、桐ケ谷市長と宗教団体の関係についてなんですけれども、これは一部公開というのは個人情報のどういうところに抵触するので一部公開になっておられるのか、すみませんがもう一度教えていただいてよろしいでしょうか。

- ○齋藤総務部参事 こちらは神社から豆まきの招待状があったんです。2月の豆まきの招待状なんですが、招待状の中に担当者の携帯の番号とかが記載されておりましたので、普通に携帯の番号とか担当者の氏名というのは、向こう側の担当者です、というのは個人情報で非公開となってしまいますので、普通に個人情報ということで非公開の情報になります。
- ○花野委員 これは豆まきに関わることでの公開請求だったんですか。
- ○齋藤総務部参事 本来の請求は、この当時統一教会とかの問題があったと思いますが、そういう統一教会とかとの関わりを調べたいという、多分そこの辺からきているんだと思います。統一教会などは、宗教団体なので統一教会、創価学会とか、立正佼成会なども入ってきます。あと、宗教団体ということで神社も宗教団体に入ってしまいますので、普通に豆まきというと、やっぱり今問題になっている統一教会とのそういう問題とはまた違う関係になってくるんですが、請求が宗教団体との関わりのあるものということなので、一般的に行われている豆まきについても請求の対象になってしまったということです。
- ○花野委員 分かりました。ありがとうございます。
- **〇稲葉会長** よろしゅうございますか。

ほかには御質問ございますでしょうか。

では、質問がないようなので、議題2に移らせていただきます。

議題2、逗子市個人情報の保護に関する条例の概要について、事務局より御説明お願いします。

○齋藤総務部参事 逗子市個人情報の保護に関する条例の概要について御説明させていただきます。

資料の2を御覧ください。

まずこちら、この条例をつくる経緯のところから御説明いたします。

2021年、令和3年5月19日に国のほうがデジタル化の推進ということで、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法と言われますが、こちらが公布されました。

これによりまして、この法律の中に個人情報の保護に関する法律、国の法律ですが、この法律が改正されております。この個人情報保護法の改正によりまして、令和5年4月1日、この4月1日から、地方公共団体にも個人情報保護法の規定が直接適用されることになったため、地方公共団体は個人情報保護法の施行に必

要な事項を定める条例、施行条例になります、こちらを制定する必要が出てきました。こちらが要は今の黄色いハンドブックになりますが、これが全てなくなってしまって、法の規定に基づきまして個人情報の保護を実施していくという大きな制度変更になったということになります。

市としましては、令和4年3月に令和3年度第4回個人情報保護運営審議会で、個人情報保護制度に係る対応についての諮問を行いました。この審議会で延べ5回の審議を経まして、7月に答申を受けております。

また、逗子市個人情報の保護に関する条例の骨子、新しい条例案の骨子をつくりまして、令和4年8月16日から9月15日までの31日間、パブリックコメントを実施いたしました。1件の意見をいただきました。

これに基づきまして条例案を作成いたしまして、条例案を令和4年10月31日開会の令和4年市議会第4回定例会に議案第52号、逗子市個人情報の保護に関する条例の制定についてとしまして提案いたしました。そして、11月15日の本会議において議決をいただきまして、11月17日付で交付をしております。

ここで制定された条例の概要がこちらになります。

本条例は16条から成る条例になります。

条例の内容、規定内容について御説明いたします。

まず、第1条は趣旨、第2条は実施機関の定義を定めております。

第3条は、個人情報事務登録簿の作成・公表を現行条例と同様に規定したもの になります。

第4条及び第5条は、開示決定の期限について、個人情報保護法の規定では30 日以内に開示をすることになっておりますが、現行条例と同様に期限を7日以内 という期限にしております。条例上の記載は、初日不算入のため請求のあった日 の翌日から6日以内というような記載になっております。

第6条は、これまでどおり開示請求に係る手数料は無料としまして、写しの交付に係る費用は請求者の負担とすると規定しております。

第7条は、訂正請求及び利用停止請求については、現行どおり自己情報開示を 要件としないことを定めたものになります。

第8条から第11条は、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、改正法で規定する30日以内よりも期限を短縮しまして、これも現行の条例と同様に15日以内という規定になります。これも同様に初日不算入という規定がございますの

で、請求のあった日の翌日から14日以内というような記述で記載をしております。 第12条は、現行の条例の規定と同様に公正かつ簡易迅速な救済を図ることを目 的に、独任制の救済機関としまして個人情報保護委員を設置しまして、不服の申 出に対する救済制度を定めたものになります。

第13条は、個人情報保護運営審議会を設置しまして、その担任事務を定めるものになります。

第14条は、こちらも現行の条例の規定と同様に実施機関における個人情報の運用状況の公表について定めたものになります。

第15条は、委任規定になります。

第16条は、個人情報保護委員、個人情報保護運営審議会及び情報公開運営審議 会の委員に対する罰則を定めるものになります。

附則につきましては、施行期日になります。施行期日は改正法の施行日と同様 に令和5年4月1日、この4月1日から施行されます。現行の逗子市個人情報保 護条例の廃止、経過措置等を附則に定めております。

なお、第2条の定義につきまして、実施機関を定義しておりますが、議会については個人情報保護法上は市の機関から除外されております。これは国会や裁判所、国の法律の中では国会や裁判所、議会等については個人情報の保護法から除外されております。自立的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいという趣旨から、法が定める規律の適用対象から外れているものになります。

なお、本市の議会につきましては、全国議長会から条例例が示されておりますので、それを基にしまして新たに制定した市の個人情報の条例、これに規定されていた内容を盛り込むような形で逗子市議会の個人情報の保護に関する条例を制定しているところになります。

このように今回制定した条例につきましては、現状の個人情報保護制度が後退とならないよう、改正法の許容範囲内で制度を維持するものになります。

以上で説明を終わります。

〇稲葉会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明で御質問のある方はお願いいたします。 どうぞ。

○不破委員 不勉強で申し訳ないんですが、このデジタル社会形成法内で個人情報

保護法改正になったので、この逗子市のこの立派な個人情報保護がなくなっちゃってということなんですが、結構逗子市は、前に御自身で御説明あったようにすごく個人情報保護だとか情報公開で非常に先進的ないいシステムを持っていたと思うんですけれども、この今回の変更によってどういうところが大きく変わったということを簡単に説明していただけますか。

○齋藤総務部参事 簡単に言うと、簡単に言うのは難しいんですけれども、まず法律の規定があるんですが、例えば開示期限などが法律では30日となっていました。要は全国の自治体は30日以内に開示すればいいというような規定になっているんですが、やはり今まで市の条例では7日以内に開示するという、これはある意味先進的な取組でしたので、こういったところをある意味先進的にやっていた部分をそのまま残すような改正はできますので、そういったところを今回の条例に入れたということになります。ですので、開示請求の部分とか、あとは訂正請求の前に開示請求は要らないよというような部分も、今までの法律とは違う、要は請求者の利益になるような部分というのは残すような形で条例を制定したということになります。これがいいところになります。

ただ、法律の規制がありますので、条例が制定できるのは法が許容する範囲になるんです。そうすると、例えば個人情報の定義が今までは死者に関する情報も含めて個人情報という定義になっていたんですが、個人情報保護法上は死者の情報は個人情報から外れることになりました。外れたんですが、こういったことを条例で定めることはできないということになります。

これは法の許容から外れて法令違反になってしまいますので、そういったことはできないので、法が許容できない部分は条例で規定していないんですが、法が許容できる部分だけ条例で規定しまして、ただ、例えば死者が個人情報に含まれていないという部分についても、運用上は死者であってもその死者の情報を漏えいしていいかといったら、それは当然のごとく漏えいしてはいけないものでありますし、例えば、システム上で生存する個人と死者の情報が一緒に管理しているものであれば、あえて死者だけ漏えいするようなことというのはないというはずなので、死者の情報も含めて個人情報の保護というのは今までと同じような形でやっていきましょうというのが運用上の趣旨になります。

もう一つ大きく変わるところが、審議会の機能が大きく変わります。今まで条例上の審議会につきましては、目的外提供とかオンライン結合、あとは本人外取

得の場合には、我々がそれを実施する場合には審議会に諮ってから、やっていいかどうかを審議会に意見を求めて実施するという流れになっておりました。それが法律に基づきますと、審議会の機能というのが、要はそういったことを審議会に諮ってはいけませんという規定になっておりますので、審議会にそれを聞くことはできなくなりました。代わりに、国の機関であります個人情報保護委員会、これが国にできまして、そちらに何かあれば意見を聞いてくださいということが一つの流れになっております。分からないことについては法の解釈など、そちらに聞くというのがこれからの流れになります。

ただ、それだけだとやはり個人情報の保護としてどうかなということで、本市としましては目的外提供などを実施した場合については、それらについてこれまでは諮問をしていましたが、審議会のほうに報告を継続してやっていくということを運用上やっていきたいと思っております。

大きな改正点としては以上になります。

○不破委員 今の保護のほうに特に、開示も大事なんですが、保護されることがやはりとても目的外の運用だとか、そういった点がやはり市民としては大きく気にかかるところなんですよね。あまり詳しく国のほうからも大きくこれだけ変わりますよということを今端的にお話しいただいて分かるんですけれども、いま一つお話だけ聞いていますと、国の個人情報保護委員会にこれどうなのと聞けるけれども、今まではしっかりとこんなことを出していいのというのを審議会にかけていただいて、それから出すという過程があるので、ある意味本当に保護されている気がするんですが、非常に心もとない気がちょっとしてしまいました。

審議会のほうに報告をするという形でフォローしてくださるということですが、報告した後に審議会としては、何かあなたの情報がこんなふうに使われますよといったようなことは本人に確認するとか、その本人が不服であるときにどこに申し立てたらいいのかというようなところのフォローアップというのはできるんでしょうか。

○齋藤総務部参事 まず審議会、例えば誰の情報が出ているよというのは審議会のほうから本人について通知が行くとか、我々のほうから通知が行くという制度はありませんので、そちらについてはございません。

例えば、自分の情報が何らかの状況で使われているというのは、今も同じよう な制度があるんですが、自己情報開示請求という請求を使いまして、自分の情報 がどういうふうに保存されているとか、どういうふうに使われているというのを 開示して求めるような形になってくるかなと思います。

- **○不破委員** そうすると、いつ、どこに、どういうふうに出されたかということは 定期的に何か自分で自己情報開示請求を出さないと分からないという。
- ○齋藤総務部参事 そうですね。定期的に出す、そうです。
- ○不破委員 それは国のほうで結局、市で審議会に諮ったりしてくれている場合は クッションがあってある程度第三者的な目で見てもらえると思うんですけれども、 それはいつ、どうやられているか市でも分からないということになるわけですよ ね、結局個人の情報の扱いというのは。それは何か、そうするとこういうふうに 変わったのでこれからもしそういうような心配があるので、気になることがあれ ば自己情報開示請求というのができますよというようなことは周知、市民にさせ ていくという形ですか。
- ○齋藤総務部参事 それは周知いたします。

ただ、審議会のほうにAさんの情報を、例えば警察の機関に提供しますよというような諮問をしているわけではないんです。逆に、警察機関のほうから例えば 捜査関係事項照会ということでこういう照会が、個人を特定しないような形でこ ういう照会が来たので、提供してよいでしょうかと諮問しています。

例えばAさんが何らかの犯罪を犯してしまって、それが市が持っている情報で、例えばアパートなどで亡くなってしまって、その人が、個人が判別できない場合に、市に対してその人の身元を確認したいために市に対して、その方とおぼしき人の国民健康保険とか、病院への履歴とか、そういったものがないかというのを市のほうに照会してくるんですね。

その場合に審議会にかける内容としましては、アパートで亡くなった方がいたが、その方の個人を特定したいために国民健康保険の例えば加入状況を出すかとか、あとレセプト情報とかを出していいかということを審議会のほうにかけます。例えば、あと飲んでいる薬が分かるかとか、そういったものを聞かれたりしますが、審議会のほうでは、要は個人を特定するために情報を提供するのであれば、薬の情報については要らないだろうと、そういった判断をするという流れになっています。

個人が誰だからどうだということよりは、どういう利用目的で個人情報を出す ので、それに見合った情報かどうかというのを審議会に諮っているということに なります。

ただ、情報を提供する前の段階、要は諮問をかける前の段階で、各所管も情報を提供していいかどうか、情報を提供する場合にはどの情報を出していいかというのをあらかじめ確認をしています。それが適切かどうかというのを審議会にかける状況になっております。

今後もその所管がこの法律に基づいて、こういう状況だから情報が欲しい、それに適切な情報かどうかというのを、これまでの諮問書と同じような内容で請求の理由とか、提供する情報の内容というものをまとめまして、必ず決裁の際の決裁文書に添付して、それを今度は情報公開課のほうにそれを報告していただくという流れで、これまでと同様に情報公開課のほうには流れてくるので確認ができるような形にはなっております。

- **〇不破委員** ありがとうございました。
- **〇稲葉会長** ほかにございますでしょうか。 どうぞ、花野委員。
- ○花野委員 情報公開運営審議会の委員として、内容が大きく変わったこの個人情報に関する条例に対して、どう向き合っていけばいいのかというのがちょっと分かりかねているところではあるんですけれども、普通にほかの、これはあくまで個人情報の条例が変わりましたよということの周知であって、ほかの情報公開に関することも含めて押しなべて一部として見てほしいということであるのか、ちょっとそこをどう向き合っていけばいいのかなと思って。
- ○齋藤総務部参事 情報公開運営審議会の委員としてですよね。
- ○花野委員 はい。ここに出席している者として、これが大きく変わったことを例えば日常でこういうことがあったら、自分はちょっと気にすべきことがあるかもしれないですし、何かちょっと不勉強なので分からないところがいろいろあるので、そのあたりを教えていただければと思います。
- ○齋藤総務部参事 情報公開と個人情報というのは、文書管理の両輪と言われているんですね。情報公開というのは何人でも市の情報を公開することができるという制度、要は情報を見ることができるという制度になっています。市民の方は市が例えばある起案をしたとか、出張に行ったりとか、予算の使い方という書類を必ず作っています。それを必ず全部公開するというのは基本的な原則になっています。ただ、それについて個人情報とか、先ほど言った民間事業者のノウハウと

かが出ちゃうと困るよという部分を非公開という部分があります。

個人情報保護は、今度は特に自己情報コントロール権というのがありまして、自分の情報が、先ほど質問がありましたが、どのように使われているかというのを自己情報開示という制度で確認できました。個人情報保護条例がありましたが、それが法律に替わりました。ただ、運用上はそんなに変わっておりませんので、情報公開課としまして、情報公開条例と個人情報のこの法律のほうを運用をしておりますので、これは両輪と考えておりますので、あくまでも情報公開と個人情報は分かれているんですが、両輪という位置づけで何らかの開示、不開示情報なんかはかなりリンクしていたりするんです。情報公開で個人情報を消す理由とか、そういったことがある程度リンクはしてきますので、そういうことで一応関知しておいていただきたいということで、個人情報のほうも情報提供ということで提供させていただきました。

よろしいですか。

- **○花野委員** ありがとうございます。
- **〇稲葉会長** よろしゅうございますか。 それでは、鈴木委員どうぞ。
- **〇鈴木(良)委員** 教えていただきたいんですけれども、個人情報というのはやっぱり個人を特定できるものという定義なんですよね。
- ○齋藤総務部参事 はい。
- ○鈴木(良)委員 この定義は国と、逗子も一緒なんでしょうけれど、時代と共に少し変わってきているものなんですか。例えば個人を特定できる環境は少し変わっていますね。また、世間的には厳しくなっていますね、そういうことで、前の条例と今回の定義で個人情報、個人を特定できるものの範囲が変化しているものなのか、していないのか、教えていただけますか。
- ○齋藤総務部参事 細かい話になりますが、条例と法律の解釈上を見ますと、個人情報の定義は変わっています。1つは、先ほどの死者の情報が除かれているということです。

あと、容易性というちょっと難しい言葉が出てきまして、今までは要は個人情報は人を特定するときに何らかの外部に照会したりとか、何らかの情報で個人が特定する、できる場合は個人情報という定義になっておりますが、法律上は容易性のみになりますので、結局この組織の中で個人が特定できる場合のみ個人情報

という定義に変わっております。ちょっと難しい言葉なんですが。

- 〇鈴木(良)委員 組織の中ですか。
- ○齋藤総務部参事 組織の中で個人が判別できる場合は、例えば、市が持っている情報だけではタナカさんというのが、どのタナカさんか分からない情報があったとします。その情報を例えばどこかの民間企業に持っていくと、例えばそこにコードが載っていて、そこにはタナカさんという名前とコードがあって、そのコードと市の情報がひもづくとタナカさんと市の持っている情報がひもづいて、初めてその情報が特定のタナカさんの何とかという情報にひもづくという場合があります。具体的にちょっと難しいんですが、市が持っている情報だけで特定のタナカさんというところに行きつかない情報については、法の定義では個人情報から除外されております、規定上は。

ただ、運用上はそれほど厳密には多分分かれていなくて、今までの個人情報の 定義と同じような感じで運用はできるものと思っております。要は、個人情報と 判明できれば、Aさんというふうに分かれば個人情報だよという。

- ○稲葉会長 なかなか分かりにくいですね。よろしいですか。
- ○齋藤総務部参事 ちょっと難しいところなんですが。
- 〇鈴木(良)委員 難しいですね。
- ○齋藤総務部参事 運用上はそれほど我々は変わっていない、今までどおりの個人情報、Aさんと分かる個人情報は保護していきますというところは変わらないので。
- 〇稲葉会長 不破委員。
- **○不破委員** ごめんなさい、今のを伺って分からなくなっちゃったんですけれども、 いいですか。

ということは、今の外の業者に持っていったら、この中では特定できないのでこれは出せますよといって、市役所の中でというか、この自治体の方が出せますよといって出されたものが、出されたものを請求した人間がよその業者に持っていった場合、これはタナカさんだよということが特定できる可能性があるというか、そういうことが可能である、今もそういう状況だということですか。

それとも、法律が変わったおかげで本当に全くフィルターというか、何かそれを出しちゃっていいのかどうかというところがストッパーがないまま全然普通にこれは出していい、どうせ分からない、どうせというのは変な言い方ですが、分

からない程度の情報なので公開しますよといって出されたものが、それは請求した側としては企業に持っていって何らかのマーケティングなり、何らかに使おうと考えていて、使われてしまうという状況にあるということなんでしょうか。

○齋藤総務部参事 ここは情報公開と個人情報の違いが出てくるんですが、情報公開についてはその企業Aから来れば情報を公開します。そのときに秘匿する情報は個人情報ではないんです。そのときに秘匿する情報は個人に関する情報なので、広い意味の個人の情報になります。

要は、先ほど言ったとおり、ひもづかなくても個人に関する情報なので、情報公開上は出ていきません。今説明したのは自己情報開示という狭い範囲で、私が市役所に私の情報があったときに、私の情報をくださいと言ったときに、例えば私の情報かどうか分からなく、ひもづいていないものがあったら、そこは逆に出ない可能性がありますと、そういうことです。ちょっと難しい話になるんですが、自己情報開示のときには、個人情報、自分の情報しか出ないので、個人情報という厳密的な個人情報で運用していくことになります。

ただ、今言った不安に思われるのは、それは本人しか行なえない、自分の情報は自分しか請求できないので、そこはあまり問題にならない。逆に、今、多分不安に思われるのは情報公開のほうで、ある企業から情報を請求されたときにそこに個人情報が載っていてそこに出るかというと、そこは個人情報ではなくて、情報公開条例に書いてあるんですが、個人に関する情報になっておりまして、広い範囲の個人情報が秘匿されますので、そこでは出ていかないことになります。

要は、死者の情報も出ていきません、そこでは。死者の情報も含めて情報公開上は出ていかないので、出ていきません。死者が個人情報上何で除外されたかというと、そこを説明しなかったんですが、死者は自分で自己情報開示ができないというのがあるので、要は個人情報保護法上、死者を個人情報に含めても意味がないという、ある意味そういう趣旨で死者の情報は個人情報から除かれているという趣旨で個人情報は死者は除かれている、そういうことになります。

なので、情報公開と個人情報で出ていく内容が本来は違うので、そこはちょっとある意味問題ないと、そういう制度になります。

- **〇不破委員** ありがとうございました。
- 〇稲葉会長 不破委員、よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、議題2の逗子市個人情報の保護に関する条例の概要についての御説 明、これで終わります。

続いて、議題その他でございますけれども、事務局よりお願いいたします。

○齋藤総務部参事 その他について2点、説明させていただきます。

まず、今質問された内容とちょっと絡んでくるんですが、個人情報保護法改正 に係る情報公開条例への影響ということで、個人情報保護法が改正されまして、 今の旧条例を廃止しまして新しい条例を制定しました。この4月1日から施行さ れます。

この新しくできた条例と情報公開条例上の規定が若干違う部分が出てきます。 先ほどの開示決定の期限について、今は7日以内と書いてあるんですが、新しい この個人情報の条例については、7日以内と書けなくなったんです。民法上の規 定がありまして、初日不算入という規定がございまして、翌日起算になりますの で、要は請求があった翌日から6日以内というふうに記載する必要がございます。 そのため、情報公開条例と個人情報の条例の整合性を取る必要が今後出てきます。 そうしますと、情報公開条例を今後改正する必要がございますので、来年度以降、 当審議会でその内容について審議いただくことになると思います。そちらのほう はよろしくお願いしたいと思います。これが当審議会の関わりになっています。

2点目になります。

情報公開運営審議会委員の任期と次期会議の予定になります。

現在の委員の任期は本年の4月27日までになっております。前田委員におかれましては、前田委員が情報公開審査委員のほうが6月で終わりになりますので、この審議会の委員も今期をもって任期満了となります。そのほかの委員の皆様においては、継続の内諾をいただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日最後となります前田委員に御挨拶をお願いしたいと思います。

○前田副会長 先日、もう任期満了で終了ということで、これでおしまいということを連絡を受けまして、非常にびつくりしております。あっという間に終わってしまいました。あまり審議することもなく私の実力を発揮するというか、馬脚を露す場がなくて少し安心しております。短い期間でしたが、ありがとうございました。

**〇稲葉会長** 副会長、ありがとうございました。

それでは、その他……

○齋藤総務部参事 もう少しあります。

ありがとうございました。

前田委員の後任につきましては、現情報公開審査委員、個人情報保護委員である高橋良先生に御内諾をいただいております。よろしくお願いいたします。

次回の日程なんですが、次期になってしまいますが、5月ぐらいに開催をしたいと思いまして、よろしければ日程を今決めてしまいたいのですが、可能であれば決めてしまいたいのですが、よろしいでしょうか。

#### (次回日程調整について)

- ○齋藤総務部参事 5月19日金曜日の午後2時ぐらいから、また開催通知のほうは 連絡させていただきますので。
- ○稲葉会長 では、一応19日ということでよろしくお願いいたします。
- ○齋藤総務部参事 よろしいでしょうか。

では、以上になります。

**〇稲葉会長** ほかに皆様、何かございますでしょうか。

次回は一応5月19日の予定ということで、午後の予定ということでございます。 ほかに事務局から特にもうよろしゅうございますか。

- ○齋藤総務部参事 はい。
- **〇稲葉会長** 本日は皆様お忙しいところ、どうも御参加いただきありがとうございました。

これで令和4年度の会議、これで終了させていただきまして、次回は今お話しいただきました5月19日の金曜日の午後の予定ということでよろしくお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

午前11時07分閉会